

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年9月4日
事業者の氏名又は名称	池本水産有限会社(法人番号3470002018288)(代表者 池本一仁)
事業者の所在地	香川県東かがわ市引田4063-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県東かがわ市引田4168-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(78日)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	令和7年3月5日に、異常気象時の措置義務違反の疑いにより監査を実施したところ、10件の違反が確認された。 (1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間並びに前後2日の平均運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (5)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (7)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (8)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (10)異常気象時等における輸送の安全を確保するための措置が不適切であったこと(安全規則第11条)
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年9月5日
事業者の氏名又は名称	神山運輸株式会社(法人番号5500001007848)(代表者 神山吏)
事業者の所在地	愛媛県大洲市白滝甲222番地
営業所の名称	香川営業所
営業所の所在地	香川県坂出市江尻町字本条新田1-133
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
違反行為の概要	令和7年8月28日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年9月11日
事業者の氏名又は名称	株式会社近藤興業(法人番号3500001014870)(代表者 近藤一由)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市土居町津根3562番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市土居町津根3563番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第9条第3項後段、第17条第1項第2号、第17条第4項、第18条第3項、第60条第1項
違反行為の概要	令和7年1月30日及び同年2月26日に、適正化実施機関からの報告を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。 (1)営業所の位置変更について認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号) (2)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(施行規則第2条第1項第5号) (3)乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力について認可を受けていなかったこと(施行規則第2条第1項第6号) (4)主たる事務所の位置変更について届出をしていなかったこと(施行規則第7条第1項第1号) (5)整備管理者の変更の届出をしていなかったこと(道路運送車両法第52条) (6)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (7)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (8)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (9)運行管理者の選任及び解任の届出をしていなかったこと(安全規則第19条) (10)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年9月25日
事業者の氏名又は名称	有限会社ナンゴクエクスプレス(法人番号8490002011906)(代表者 永野博文)
事業者の所在地	高知県南国市双葉台13番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県南国市双葉台13番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第17条第1項第2号、第17条第4項
違反行為の概要	令和6年10月11日及び同年12月5日に、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、13件の違反が確認された。 (1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項) (4)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の5) (5)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (6)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (7)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (8)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (9)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (10)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (11)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (12)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (13)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。